

## 知多市地域公共交通会議委員の報償費及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、知多市地域公共交通会議設置要綱第14条の規定に基づき、知多市地域公共交通会議の委員（以下「委員」という。）の報償費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償費)

第2条 委員が知多市地域公共交通会議の会議及び専門部会に出席した際の報償費の額は、日額7,600円とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県及び市の常勤職員
- (2) 前号に定めるもののほか、申し出のあった委員

(費用弁償の額)

第3条 委員が先進地視察等に出張したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、知多市の例によるものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。